

風をよむ

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿7-3-10
山京ビル503-201

定価300円
年10回刊・送料込：2,500円
郵便振替：00170-0-655767



米海兵隊員による少女性暴力事件を弾劾する！

二月十日、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の海兵隊員が性暴力事件を起こした。一九九五年以降も米軍による事件事故は「網紀粛正」なる空文句でやり過ごされて来た。今また、このような事態を生み出してしまった。十二日、キャンプ瑞慶覧ゲート・在沖米軍司令部前で開かれた緊急抗議集会では二百数十名の労働者市民の「安保粉碎、基地撤去」のコールが響いた。(詳細次号)

日本政府の「ムチとアメ」に抗して・二月十日、米軍再編による日本政府による徹底した迫害と不当非道に抗して闘われた岩国市長選において、残念ながら井原勝介現市長が二千票足らずで惜敗。

全球化帝国主義—日米軍事再編と対決し、
反帝闘争を東アジア人民との国際的団結へ…… 2

<寄稿> 反改憲運動と左翼の憲法観 志摩玲介…… 6

腕より始めよ—自治体労働運動の現場から 本多均一…… 8

イクササイズ・外部としての労働者運動12 生活給・属人給/仕事給…… 12

全球化帝国主義—日米軍事再編と対決し、反帝闘争を東アジア人民との国際的団結へ

サブプライムローン問題に端を発する米国発の世界的経済的危機は、原油高が重なり、底なし沼の様相を呈している。これにサブプライム関連の証券化商品の信用を支えた「モノライン」と呼ばれる金融保証専門の保険会社の格下げ発表（モノラインショック）が追い討ちをかけた。一月二十五日にスイスのダボスで開会した世界経済フォーラムの年次総会では、帝国主義諸国の経済関係者は「世界景気の後退」に「強い危機感」を表明せざるを得なかった。世界資本主義はこうして歴史的衰退と危機を深め、同時にこの歴史的趨勢が労働者階級による政治・社会革命の実行を促す。

凋落する米帝とそれに縋りつくだけの日帝

私たちが繰り返し指摘しているように、新自由主義政策が体現した資本主義の一つの時代は終わった。米帝ブッシュの盟友は、ブレア・ハワード・小泉・安倍と相次いで表舞台から退場した。

米帝の凋落と新自由主義による社会矛盾の深刻化は、東アジアでも社会的・政治的流動化となって表れている。韓国では二月一九日の大統領選で与党候補が敗れ一〇年ぶりに保守勢力への政権交代が実現した。台湾でも三月の大統領選挙の前哨戦といわれる一月の立法院選挙で与党民進党が惨敗した。北朝鮮の核実験で緊張局面に陥っていた六カ国協議は、ブッシュ政権が米朝二国間協議に応ぜざるを得なくなつて局面が転換し、一〇月合意、南北首脳会談実現へと前進した。ここではひとり日本政府のみがブッシュに「北朝鮮IIテロ支援国」指定を解除しないよう懇願して朝鮮半島の和解に向けた動きに水を差し、他方では日本軍「慰安婦」への謝罪と補償を求める声がアジア諸国だけでなく、米国・オランダ・カナダの国会決議、欧州議会決議などに広がり、政治的にも道義的にも外交的孤立を深めている。その自覚もないという点では、日帝ブルジョアジーの衰退と腐敗は深刻な事態に立ち至っているとさえ言える。そこで

米帝が唯一の頼みという情けないことになる。自滅した安倍を引き継いだ福田自・公政権は、凋落する米帝ブッシュとの「対米国際公約」を履行することをほとんど唯一の理由として、守屋前事務次官を中心とした軍事利権疑惑の底知れぬ拡大にもかかわらず、臨時国会を越年させ、衆議院による再議決を強行して補給支援特措法を成立させた。そして利権まみれの「米軍再編ロードマップ」を推し進めている。

アフガン・イラクへの殺戮に手を染める

一月二四日、インド洋での給油活動を行うため派遣される護衛艦「むらさめ」（四、五五〇トン）が、海上自衛隊横須賀基地を出航した。二五日には、補給艦「おうみ」（三、五〇〇トン）が佐世保基地を出発、日本近海で合流し、二月中旬ごろに中断されていた補給活動を再開する。この補給活動が、どれほどのアフガン人民、イラク人民の

殺戮行為に結果しているか、想像力をめぐらす必要がある。米帝の侵略戦争への加担―集団的自衛権の行使そのものであり、事実上の九条改憲攻撃に他ならない。これを許してはならない。

沖縄

一二月から年明けにかけての沖縄の動きから見ていこう。

「偽装アセス」を強行する日米両政府

二月二日には「第五回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」が首相官邸で開かれた。石破茂防衛相は、来年二月初めから環境影響評価調査を行えるよう、サンゴや藻場の「採掘許可」を県側に求めた。岸田文雄沖縄担当相は、「凍結」していた本年度の北部振興事業費百億円を近く執行する方針を正式に表明し、了承された。額賀福志郎財務相も、「同事業費の二〇〇八年度予算計上に前向きな姿勢を示した」（沖縄タイムス）買弁政治家の足元を見透かすかのように札束をちらつかせながら、露骨な軍事属領化政策への屈辱を迫る帝国主義者然とした石破や額賀と防衛官僚たち。仲井真は、防衛省作成のずさんなアセス方法書に対する不満を述べ立てながら、「代替施設が」早く完成した方がいいと思つている。「もともと円満な協議さえ成り立てば（アセス調査は）進むべきものだと思つている。その緒に就いたという気がする」と「理解を示す考えをほめかけた」（沖縄タイムス）。この五日後の一七日、沖縄県環境影響評価審査会（会長・津嘉山正光琉大名誉教授）は、県条例の対象となる飛行場建設部分について「調査前に方法書を見直し審査・公表等の措置を取らせるべき」とし、現在強行されている事前調査の中止と方法書の書き直しを求める意見を仲井真弘多知事に答申した。年明けの一月一八日には埋め立て部分も合わせた同様の「方法書の書き直し」を求める答申が出され、これを受けて仲

一二月から年明けにかけての沖縄の動きから見ていこう。二月三日から七日にかけて、嘉手納基地を拠点に、米空軍と米海兵隊の大規模合同即応訓練が展開された。岩国基地所属のF A 18戦闘攻撃機約三〇機と海兵隊約六〇〇人が参加、「有事に備え、実弾を装着して飛行するF A 18、爆発音や煙を伴う訓練などが確認された。一方で、基地周辺に住む住民からは騒音被害を訴える苦情が相次いだ。」「大半は昼夜を問わずに行われたサイレン音や拡声器放送に対するものだった。」（沖縄タイムス）このF A 18の飛行訓練は一〇日過ぎから名護市上空でも展開されずさまじい爆音を撒き散らし、一三日には名護市議会が抗議決議を上げていた。墜落事故が頻発して飛行停止していたF 15の飛行訓練も、事故原因不明のまま一月中旬に約二ヶ月ぶりに再開、基地周辺住民の怒りを買っている。このようにS A C O合意で負担軽減が約束されたはずの嘉手納基地では、地对空誘導弾パトリオット（P A C 3）が配備され、伊江島補助飛行場で行われるはずのパラシュート降下訓練も実施されるなど、基地機能強化が著しい。

井真知事は二二日に沖縄防衛局に知事意見を提出した。しかし、ここでも仲井真は「方法書のアセス法上の有効性は否定せず、同法で規定されている『差し戻し』などは求めない。」とし、二三日に面会した真部沖繩防衛局長に対しても「県や市町村の意見にじっくり耳を傾けていただきたい。基本的には代替施設は早めに完成した方がいいというのは（政府と）一致している」と基地建設促進の本音を隠そうともしていない。沖縄防衛局は知事意見提出の翌日二二日、履行期限を「今年十月末まで」と設定した。ジュゴンやウミガメなど海域動物に関する環境現況調査の入札を公示。「防衛局は同調査の入札を三月三一日に実施することから、調査期間は約七カ月間を想定している」とみられる。ジュゴンに関してはアセス方法書に対する知事意見で、「複数年」の調査実施を求めているが、同意見を反映しないことを前提に、調査期間が設定されている実態が浮かんできた。（沖縄タイムス）と地元紙に指摘される始末。他方で、飛行場本体や格納庫などの支援施設を含む施設配置の基本設計はすでに着手されており、一月八日、航空保安施設（空港監視レーダー、方位・距離測定システム）の基本設計など計一一件の設計業務の入札も一斉に公示した。一月一八日に山崎拓前副総裁と会談したセドニー米国防次官補代理（東アジア担当）は沖合移動について「インテンでも動かさない」「今の案が合理的だ。アセスをやったとしても動かさない」との考えを伝えている（沖縄タイムス）。

辺野古—高江の住民の闘い

東村高江では、一月二五日に、約四ヶ月ぶりにヘリパッド建設工事が再開され、移設に反対する住民が抗議する中、一〇トントラック二台分の砂利を搬入した。陸上自衛隊第一混成団(那覇市)の米軍キャンプ・ハンセン共同使用についても、一月一八日まで、日米地位協定第二、四、四項aに基づき共同使用手続きに着手したことが報じられている。二月までに使用エリアの共同使用について日米合意し、閣議決定。三月中に訓練を開始する見通しとされ、米軍再編の進捗に応じて同基地を抱える金武町・恩納村・宜野座村の三町村に支払われる「再編交付金」は、二〇〇八年度に上限の約二億円が支払われる。

要するに、沖縄側が何を言おうと、あからさまな軍事利権の存在が指摘されようとお構いなしに、湯水のごとく懐柔資金を注ぎ込み、米軍再編・基地機能強化を着実に進めるとのことだ。このようになれば長続きするわけがない。懐柔資金とて、帝国主義諸国の中でも最悪の借金財政を抱える中で、限りがないはずがないのだ。

一月二四日、日米両国の自然保護団体などが米国防総省を相手に起こしている「沖縄ジュゴン訴訟」で、米サンフランシスコの連邦地方裁判所は、米文化財保護法(NHPA)違反を認定する判決を出した。基地建設によるジュゴンへの影響を回避する「考慮」を命じた上で、環境影響評価文書を同地裁に九〇日以内に提出するよう求めた。「計

画が国防長官らによる最高レベルの承認を得ているにもかかわらず、ジュゴンへの影響はよく把握されていない。国防総省は引き返すことができないほど計画に固執しており、法に基づく義務履行を建設直前まで待つことはできない」とするこの司法判断に対し、日本政府は「また係争中、(建設の是非の)判断が確定したわけではなく、保留されている状態だ」(町村官房長官)「粛々と作業を進めたい」(防衛省豊田報道官)と沈静化に躍りになっている。しかし、米帝の足元から発せられたこの司法判断は、でたらめなアクセス手続を強引に進めようとしている日本政府と防衛省官僚の非常識さ加減を満天下にさらすとともに、その尻馬に乗ってきた買弁政治家たちに赤恥をかかせることになるだろう。

神奈川

次に神奈川のこの間の動きを見よう。

一月一九日、キャンプ座間の米陸軍第一軍団前方司令部の発足式が強行された。招待された周辺自治体の首長は全員欠席し、基地機能強化に繋がる新司令部発足が「歓迎されていない」ことを象徴的に示した。この司令部は発足時要員約三〇〇人、本年九月末に司令部は改変され約九〇人になるとされ、その後の要員計画は「検討中」で「最大で約三〇〇人は超えない」という。しかし、前方司令部の大きな特徴は陸軍だけでなく、海軍、空軍、海兵隊を含め4軍を統合指揮できることにある。「統合作戦を行う場合、在日米軍ではなく、

より大きな太平洋軍の下で行う」と在日米陸軍幹部は語っている(朝日新聞)。これは日米安保の枠を超える存在であることを宣言しているに等しい。

座間移駐の米陸軍第一軍団司令部と新設された陸自即応部隊司令部

昨年三月に朝霞駐屯地で発足し、二〇一二年までにはキャンプ座間に移駐予定の陸上自衛隊中央即応集団司令部は、本来任務化された海外派兵専門の部隊(日本版・海兵隊)の司令部であり、この米陸軍第一軍団前方司令部と連携し、相模総合補給廠内に建設予定の戦闘指揮訓練センターで共同訓練を行うなど、ミサイル防衛など防空情報を共有するとされる横田基地内の日米共同統合センターとともに日米軍事一体化の象徴的な存在となる。一月中旬になって、その即応集団司令部の指揮下に置かれ、海外派兵の先遣隊の役割を担う中央即応連隊が、約七〇〇人規模で三月までに宇都宮駐屯地に発足することが報道されている。さらにキャンプ座間内の機密書類を保管する「防護所要区分情報資料施設」が、テロ対策を講じた施設に改修されることも暴露されている。情報資料施設は、キャンプ座間の司令部棟の一角にあり、有事や緊急時の任務に不可欠な施設とされる。見積書によると、改修は最近の任務要請を満たす上で空間・能力的に不十分となったためで、併せて侵入探知システムや建物情報システムを導入するほか、必要なテロ対策も講じられる。改修対象は七五四平方メートルで、費用は約二億五千万円。米

軍直轄予算で行われ、二〇〇九年三月に着工、一〇年一月に完成する計画という(神奈川新聞)。

入間、習志野に続いて横須賀も！
パトリオットPAC3導入を許すな！

また、米軍と一体となったミサイル防衛網MD構築の動きがこの神奈川でも始まった。一月三〇日未明、約一〇〇名が抗議行動を展開する中、弾道ミサイルを地上から迎撃する航空自衛隊の地对空誘導弾パトリオット(PAC3)の発射装置などが武山駐屯地(横須賀市)に強行搬入された。ミサイル本体の搬入日時は明らかにされていない。首都圏MD体制強化の一環であり、昨年三月配備された入間、一月の習志野基地に次いで三箇所目となる。MDはイージス艦の海上配備型迎撃ミサイルSM3とPAC3の二段構えの体制となっており、防衛省は本体を除く資機材だけで約六〇〇億円もするPAC3を二〇一〇年までに全国の航空自衛隊基地一六箇所に配備するとしている。

まさに、日米安保の枠組みを超えた、海外派兵と日米共同作戦、集団的自衛権行使の公然化が始まっており、九条改憲の先取り攻撃に他ならない。

岩国

一月二日に錦帯橋で米軍再編・空母艦載機受け入れ反対の一万人の大集会を成功させた岩国では、建設途中の市庁舎補助金三五億円を完成間近の三年目にしてストップするという露骨な嫌がら

せ、なりふり構わぬ米軍再編という国策の強要に、怒りの声が広がっている。一二月市議会でも五回目の合併特例債を含む予算案を自公勢力の反対で否決された井原市長は、辞職を表明。米軍再編(米空母艦載機の受け入れ)を問う市長選挙が二月三

沖縄から、神奈川から、岩国から、日米軍事再編に痛打を！

神奈川では、一月二八日、厚木基地の航空機騒音とキャンプ座間の米陸軍第一軍団前方司令部発足に抗議する約八〇〇人の集会とデモが大和市内で展開された。集会では、第四次厚木爆音訴訟原告団の藤田団長は「三次訴訟で爆音が違法と認定されても騒音はなくなり、自衛隊機の新型ジェット機の乗り入れ計画など基地強化の方向に動いている。こういう時だからこそ大きな声を上げたい」と訴えた。一月一七日、約七〇〇〇人の日本最大のマンモス原告団は横浜地裁に提訴した。一九日の米陸軍第一軍団前方司令部発足式にも神奈川平和運動センターや基地撤去をめざす県民共闘などが抗議行動を展開、司令部発足に反対する座間市長も記念式典をボイコット、米軍再編交付金を受けることになった相模原市長を含む周辺六市長も同調し、自治体の首長が全員欠席という異例の形となった。また、横須賀では原子力空母の母港化拒否を求める再度の住民投票運動の準備が進められている。

問われる日本プロレタリアートの連帯活動

世界資本主義の構造的危機の深まりの中で、八年のわが国階級闘争は、反改憲闘争をはじめとする全人民的政治闘争の大きな結節点を迎える。広範な労働者・地域住民を結集して展開されている沖縄・岩国・神奈川における米軍再編粉砕の闘いはその攻防環であり、東アジアを中心とする世界的な米軍再編との闘い、反帝国主義を実践する闘いである。洞爺湖サミットを巡る闘いもここから配置される。共に闘わん！

反改憲運動と左翼の憲法観

志摩玲介

昨年一〇月、「改憲反対共同声明」（本紙No.86掲載）が作成され、発意者五名のなかにわたしも名前をつらねることになった。日本支配階級による憲法改悪攻撃はこのかん新たな局面をむかえており、労働者階級と市民にとって重要な政治課題となっている。憲法闘争の発展を願いながら共同声明への感想を述べてみたい。

この声明の作成過程はつぎのようにすすんできた。昨年三月一八日に開催された共産主義運動年誌編集委員会の全体会で、改憲問題をめぐる共同声明を準備していくことが合意された。そして、八月五日におこなわれた『共産主義運動年誌』第八号発刊公開討論会の場で、声明文の第一次案をたたき台にして会員・非会員の意見をだしあつたのである。この場では、憲法論固有の論点とともに反改憲の大衆運動と政治勢力形成の可能性などが論議された。ただし、絞りきれない議論ものこつたので、わたしとしては後日つぎのような作成基準を関係者

に提示したうえで第二次声明文案の起草作業にくだることにした。
① 護憲―改憲反対は広範な労働者・市民の政治的基盤のうえに成立する運動であり、特定の政治勢力形成の手段におとしめてはならない課題である。共同声明の作成にあつてもそうした本末転倒をしりぞけ、地に足のついた運動の諸領域から改憲攻撃を撃ち返す性格をもたせなくてはならない。

② ①との関連で、共同声明の成案条件として年誌編集委の合意優先にこだわる必要性はうすい。準備討論を年誌系で開始したこと、『多様な社会変革運動の発展に資する』（会則）役割はなれば実現されており、声明それ自体は個々の会員（肩書き自由）＋友好的諸人士の合意と連署で発信されればよい。

③ 声明の内容について、一方では、参院選自民惨敗ではじまつた政治的流動化の帰趨をみきわめつつフレキシブルに対応していく必要

がある。他方では、人権や立憲主義など憲法論固有の問題群について、結論提示型ではなく問題提起型の表現をし、議論の継続と活性化を喚起していく。

④ このかんの歴史的経緯をふまえ、原則的な政治討論（コミュニケーションの場）と大衆運動にとつて有害無益でしかない内ゲバ主義・テロリズムに現在でも関係する人たちの署名はいつさい遠慮してもらおう。内ゲバ主義の延命工作から共同署名者を防衛することは年誌会員の責任である。

とくに発意者のあいだで確認されたわけではないが、対外的に公表する案件にかかわる以上、自分の立場をはっきりさせておきたかったのである。

さて、昨秋の文案検討作業はおもに年誌事務局でおこなわれ、数回の討論をへて一〇月二三日に基本的に成案となった。現時点からふりかえると、大連立を合意したといわれる一月の福田・小沢密談と民主党の吸引力低下、五七年ぶりの衆議院再議決による一月「給油法」―新テロ特措法の成立への評価は追加されていない。即応力の不足は現在の年誌の力量上やむをえないとかがえらる。

ところで、声明文作成過程の討論で発意者たちが内容面での全的一致をみたわけではなかった。憲法闘争をめぐる理論的な前提や運動上の履歴が各人ことなる以上、当然のことであつたろう。それで何点か表現上の妥協もはかられた。たとえば、「平和憲法」という表現は「平和憲法」とカギカッコ付きに変更され、また、「運動の発展を阻害する内ゲバ思想やテロリズムは問題外である」の「やテロリズム」は削除されたなど。

とくにうえの事態にかぎらないが、見解の相違はたんに世代間の温度差にとどまらず左翼の憲法観をめぐるズレに起因しているようにわたしには思えた。議論を挑発するために三点ほどあげていこう。

第一に、従来の左翼の憲法にたいするスタンスを象徴する言説として、革命というものが統治形態の転換ないし体制選択であるからには

それは脱法行為であり護憲を主張することは根本的にナンセンスである、という考え方があつた。なるほど、革命は旧来の支配体系を打倒するものであり、既存の憲法の枠を突破するかがりて脱法行為をともなうものである。だが、革命の成果を防衛し定着させるためには、めざすべき新社会の規範理念についての社会成員の共通確認が不可欠であることも常識である。つまり革命には創憲的要素（創憲―一般的な意味で使用）が絶対に必要なのである。ここまでは脱法革命論にとつても許容範囲だろう。つぎからが問題である。

第二に、この革命の創憲的要素にとり、原型的には一九二〇年代の「ソビエト憲法」や三〇年代の「社会主義憲法」が参照基準とされることが多かつたが、それらは内容上きわめて不細工ものだった。なぜなら、共産党が国家の「指導的核をなす」（一九三六年ソ連憲法Ⅱスターリン憲法第一二六条）という規定がしめすように、党権が市民（公民）権に優越する体制を自認しているからである。ここから「収容所群島」による労働者・人民の集産奴隷化の合憲化という含意を読みとることはたやすい。

そもそも、近代憲法とくにフランス憲法の前文に導入された人権宣言にあたるものがソ連邦には不在だった。一九一八年の「勤労被搾取人民の権利の宣言」は人権宣言に該当しない。それは、いわゆる「反革命分子」を除外して人権宣言の普遍性をもたないばかりか、労働兵の三ソビエトを労働者ソビエト優位に、つまり反立憲主義のポリシェヴィキ指導下に統合するための役割をはたした。二一世紀コミニズムの憲法論は、過去への追尋をとおしてあらたに創出される必要があるだろう。参考文献として、さしあたり森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』、大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化』をあげておきたい。

第三に、コミニズム革命がめざす国家の「死滅」（じつは、どんな国家も自然的に死滅し枯死しないからプロレタリア国家も廃絶されるところだが）を、マルクスの『フランスにおける内乱』にならう、ポジティブには市民社会の成熟による政治的国家的再吸収のこと

だと定義すれば、憲法も国家の憲法から社会の憲法へと転換していくプロセスを構想する必要がある。プロレタリアートの解放が被抑圧階層の解放と一体であり人間の解放の一環であると主張するうえで、近現代の諸憲法に体现されてきた人権・市民権規定などの積極的諸要素を継承発展させる内実をしめさなければならぬ。それぬきに現代の革命を語る資格もないのではないか。その意味で、声明

がふれている「人民の社会的憲法をたたかいたる闘憲の観点」を今後さらに豊富化していきたいとかがえる。最後に、寄稿の機会をあたえていただいた本紙編集者に感謝するとともに、みのある議論を希望したい。

(二〇〇八年二月六日)

隗より始めよ

—自治体労働運動の現場から—

本多 玖一

企業のやや下といったところ。これらと比較して中企業（100〜999人）の06年度の年齢40〜44歳の平均賃金は373、100円ですから、仮に大企業社員を新中間層上位置と規定すると、自治体労働者は新中間層の中間層といったところで、いわば中流の中流といったところでしょうか。

所得再配分の視点

格差社会の問題を考える上で大切な視点は「所得再分配」だと思います。これは基本的に、社会政策、財政政策、マクロ経済政策を通して税制や社会保障、公共事業等の形で実現すべき事柄です。ここがもっとも重要だと

考えます。しかし、これに止まらず、所得再分配の問題を社会的或いは労働組合としての運動論的に捉えていくと、ワークシェアの問題を無視することはできないと考えます。90年代以降拡大している非正規労働者（派遣・請負労働者等）の存在が雇用格差の重要な課題であることは通説といつてよいでしょう（例えば、『格差社会』橋本俊詔・岩波新書）。また、朝日新書『偽装請負』では「企業が生産現場の合理化を進める中、労働組合は正社員の既得権益を守ろうと懸命になっているのだろうか。だが、その結果、労組に入れない非正規社員の労働者にしわ寄せが及んでいるとすれば罪は重い。」と痛烈に指摘されています。

さらに日本の公務員賃金を国際比較に基づいて分析すると、所謂「先進国」においては最高位クラスだといえます。また、05年の地方公務員の平均年収は707万円、同じくサラリーマンの平均年収が436万円（国税庁の調査）といわれています（※筆者のネット検索による）。国

「格差社会ニッポンでの自治体労働者の闘い方」というテーマを与えられました。まずは、この格差社会における自治体労働者の位置を確認します。06年度の賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況によりまずと、大企業（1、000人以上）の年齢40〜44

ところで、賃金闘争に自治体労働者が取り組む論理として、公務員賃金の底上げが全体、例えば中小労働者に波及していくという大義が語られます。しかし、この論理は新自由主義者が、経済成長の優先や富めるものの優遇が地域の商店や中小企業にやがて波及して全体が活力を取り戻すと力説する論理（トリクルダウン理論或いは安倍政権時の成長力底上げ戦略）に似ているような気がしてなりません。実態はそのようなロマンとは全く異なり、富裕層が更に富む一方で、派遣・請負労働者の増大やグローバル競争の激化等によって、全体としての賃下げ圧力や地域経済の疲弊は深まるばかりという現実です。こうした論理はまた、社会民主主義者（もつと言えば左派）にもかかわらず、再分配の原資として所得税等の増税を含む税制改革には口をつぐむために（それどころか減税しろ！と主張するため）、結果としてその論理が新自由主義者に酷似している、とい

重要な要素（本質とはいいませんが）を、意図的に隠蔽しているのではないかとすら思います。公務員賃金を問題にするなら、まず大企業社員の賃金を下げるべきだ、ということを言いたいのではありません。賃下げも含めて公務員賃金の見直しはあつていいと思います。しかし、同時に大企業の賃金水準に対して批判の目を向けないのは社会的公正さの観点からは不十分で偏向しています。なぜなら、御手洗キャノンの事例を典型にして、大企業も非正規雇用（派遣・請負等の不安定・低賃金労働力）の活用によって、否その犠牲の上に高賃金・高収入を維持しているのですから。

う矛盾に似て、現実を打開するための覚悟に欠けた空想的な論理ではないでしょうか。私自身について言えば、数年前からもはや経済闘争（賃金闘争）に対する関心を失っています。公務員賃金の高低以前に、私の思いは社会的な意味でのワークシェアに最も関心が傾いています。従って、その原資は当然人件費、賃金でなければならぬと思つています。公共部門の労働者が増員され、かつ均等待遇になるならば、個人的には賃金を差し出してもいい、と考えてきました。

日本の場合には、デフレで実質賃金が上昇しているのに、実質賃金が切り下げされず、名目賃金が現状維持または上昇すらしていたことが、大量のフリーター・非正規雇用労働者の増大の原因の一つであつたでしょう。人それぞれ、教育・介護・生活・趣味・住宅ローン等々、お金を必要とする理由には事欠きません。個別事情を錦の御旗とされれば、賃下げだのワークシェアだのは一蹴されるが落ちです。しかしそれでも、公務員や大企業を包摂した社会的なワークシェアの観点から賃金の問題を捉えるべきであると思ふのです。そのような観点にたつて公務員賃金を捉え直すとき、いわば「社会的適正水準」としての公務員賃金が見通せるのではないかと。それは運動の軸に「分配」を据えるということですが。新自由主義者なかならず小泉・竹中改革が押しつけてきた「痛み」とは全く位相の異なる、「痛み」

「賃下げ」を見据えて

もつとも、大手マスコミによる公務員賃金批判には問題があると思ひます。なぜなら、全国平均や国際比較によると公務員賃金は確かに高いといえそうですが、実際には先述のとおり大企業社員等はずっと高いのですから。ところが、大手マスコミはこの点に全くふれません。これは、問題の

「個人事情」による分断が生まれます。しかし、だからこそ労働組合は勇気をもって、格差社会の中で消費という名の「個別事情」を排し、資本の論理に抗してワークシェアに舵を切るべきだといいたいのです。その際、自治体労働組合は資本の論理から比較的遠い位置にあるのですから、「隗より始めよ」だと思つています。

エクササイズ・外部としての労働者運動12

生活給・属人給/仕事給

堀米純一『年功型賃金と最低賃金制度』(私家版2007)

成と電算型賃金

II 2・1 ストの挫折とベール賃金方式の登場

III 占領軍の対日政策の転換と左翼労働運動の敗退

IV 総評の結成と賃金綱領

V 戦後激動期から平時体制への転換

VI 春闘の開始

VII 太田・岩井ラインの下での総評運動の諸課題

VIII 体制にビルトインされた春闘

目次を一読すればわかるように、戦後労働組合運動の潮流を捉えた、60年代までの「総括」を中心にした通史的なものだが、各章にちりばめられている。そのタイトルを追記する。

「戦時体制と産業報国会」「鶴鉄労働者の生産管理闘争」「労働基準法と労働関係調整法」「価値貫徹論をめぐる論争」「職務給成立の背景と欧米労働組合運動」「家内労働法について」「ILO条約と最賃制」「日本資本主義の特殊性―重層的な下請構造―」その後の最低賃金制

戦後民主化運動と伴走しながら、自主管理闘争を含む圧倒的労働攻勢から始まった戦後労働(組合)運動は、支配階級ブルジョアジーが支配の危機、統治の混乱を乗り切り、再確立(もちろんGHQの後盾と、血塗られた朝鮮特需を忘れてはなるまい)によって転換を余儀なくされた。賃金闘争の側面では、一九四七年2・1ゼネスト挫折を経て一九五二年の総評賃金綱領に至る流れの中で、飢餓賃金からの脱出を求めた生活給要求として、その頂点を形成した電算型賃金は紆余曲折はあれ、戦後労働運動における賃金闘争の背骨をなした。否、逆に体勢を立て直した資本による年功制賃金として、現在まで引き継がれる「属人給」の原型であり、これと終身雇用制と企業内組合とが結びつき、「日本型経営」としても永年にわたって称揚されてきたことは周知の事実であろう。

*

堀米さんは賃金闘争の歴史的弱点としての「属人給」を批判しつつ、電算型賃金ほどは人口に膾炙しないが全自動車(日産分会を先頭にした自動車産別労組)の「賃金三原則・ベール賃金打破3原則」に注目する。

「この全自型賃金論は、戦後労働運動の中では極めて数少ないもので、基本的には仕事給に属するタイプである。それは仕事とは切りはなされた属人的要素の強い、電算型賃金とは対照的なものである。」(P116)

彼も指摘するように全自型賃金も「労働の質と量」に踏み込んではいないが、「職務」というよりは「熟練」を基本とし、「熟練」も勤続年数を基礎としている。それ故、「電算型は(属人給)、全自型は(仕事給)と単純に対比させられない。何よりも電算型が飢餓賃金打破生活給のためのものであり、歴史的制約はあれ、労働者・労働組合の闘う団結を打ち固めたことは明記されるべきだろうし、他方、全自型賃金が、労働を賃金闘争の基礎に据えた意義も忘れてはならない。しかし「賃金綱領」以後、そうした賃金(闘争)論を真剣に検討することなく、ベールアップ方式の春闘の華々しい登場とその「前進」(高度成長との随伴にすぎないが)に押し流されて、支

払能力論と企業内組合を通して資本の支配に、労働組合運動と労働者は触まれていった。

*

本誌五三―四合併号で触れたように、「仕事給(職務給)と(生活給(属人給))は対立させてはならず、もし「階級的団結のために」と語るのであれば、最低賃金制確立の闘いも「属人給ならぬ生活給」問題として再度整理する必要がある。「最低賃金制は、……すべての労働者の『健康で文化的な』生存権を保障するものである。」(P150)とする点こそ堅持されなければならない。この意味では「健康的で文化的な要求」と最低賃金要求とが10倍近い隔たりがあることに何ら疑問を持たなかった「賃金綱領」の限界も明らかだろう。(P101)

限られた紙面での紹介にすぎないので、評者の問題意識に引きつけすぎのきらいがあるが、本書の四分の一を占める戦後の最賃制の確立過程には資料も含め充実しており、現在のワーキングプアや生活保障縮減などの論議についての基礎としても活用できよう。

(K・K)

労働者共産党の堀米さんの、副題「産別・総評運動の教訓から学ぶ」を付した三〇〇頁にもなる力作である。冒頭、扉書に「本書を日本労働組合運動の発展に献身したすべての人々に捧げる。日本でのその歴史は、数限りない屈辱と悲哀を積み重ねてきた。打開の道は、その事実を直視することから始まる。」と宣言し、「おわりにかえて」と題する終章で「戦略なき戦術主義」として締めくくる、賃金(闘争)論を視軸にした戦後労働運動史でもある。以下全体の目次を示そう。

I 燎原の火のような労組結